官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一二）　一
〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（法務五二）　一
〔その他告示〕
○健康保険組合の設立を認可した件（厚生労働二七三）　二
○健康保険組合の解散を認可した件（同二七四）　二
○健康保険組合の合併を認可した件（同二七五）　二
○健康保険組合の名称を変更した件（同二七六）　三
○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同二七七）　三
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同二七八）　三
○肥料を登録した件（農林水産一五三二、一五三三）　四
○宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定による処分をした件（近畿地方整備局一〇〇）　五
○道路に関する件（中国地方整備局七八）　五
○都市計画に関する件（九州地方整備局一二〇）　五
〔人事異動〕
内閣　法務省　六
〔官庁報告〕
官庁事項
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
中部地方整備局公示（中部地方整備局）
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（埼玉労働局最低賃金公示二、兵庫同二）　六
国家試験
令和七年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一八）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇九

最高裁規則

○最高裁判所規則第十二号

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十六日

最高裁判所

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則

事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第一審裁判所」の下に「（別表第一の二十九の項に掲げる事件にあっては、当該事件を担当する執行官の所属する地方裁判所）」を加える。

別表第一の二十八の項の次に次のように加える。

二十九	執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）第十七条第一項の執行記録が作成された事件
三十	刑事損害賠償命令事件
三十一	その他の事件で、最高裁判所民事判例集、最高裁判所裁判集（民事）、最高裁判所刑事判例集又は最高裁判所裁判集（刑事）のいずれかに判決等が登載されたもの

附　則

この規則は、令和七年十一月四日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省　令

○法務省令第五十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条、第七条の二第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を次のように定める。

令和七年十月十六日

法務大臣　鈴木　馨祐